

地方公共団体消費状況等調査について

(1) 調査の目的

本調査は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計（歳入歳出）に係る四半期別執行額について調査し、四半期別GDP速報の推計及び四半期別財政統計の作成に係る検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

本調査は、昭和 55 年度から開始した。

(3) 調査の根拠法令

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査

(4) 調査の対象

都道府県及び政令指定都市

(5) 調査事項

- ・消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額
- ・一般会計（歳入歳出）に係る四半期別執行額

(6) 調査の時期

3 月末時点：5 月上旬

6 月末時点：7 月

9 月末時点：10 月

12 月末時点：1 月

(7) 調査の方法

調査票の記入は自計申告方式とし、調査票の配布・回収は、内閣府経済社会総合研究所において、直接、オンラインにより行っている。

(8) 問い合わせ先

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課
(TEL) 03-6257-1639 (直通)